発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	影響を与えた地域	影響を与えた利用者数	主な発生原因	設備の管理工程	故障設備	措置模様	備考	影響を与えた電気通信役務の区分	影響を与えた電気通信役務									

注1　電気通信設備統括管理者の氏名は、電気通信設備統括管理者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が電気通信設備統括管理者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合には、記載を要しない。

2　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合には、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

3　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は報告に係る全ての事故が電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の設備の故障等が原因で発生した場合には、記載を要しない。

4　「復旧年月日及び時刻」の欄は、第7条の3第1項第3号に該当する事故については記載を要しない。

5　「影響を与えた地域」の欄は、「全国（一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む。）」、「一の都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びそれに隣接する都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村の区域を超えない地域」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

6　「影響を与えた利用者数」の欄は、実数又は実数の把握が困難な場合には、契約者数等を用いた合理的な方法により算出した概数を記載すること。

7　「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他）」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「自然災害」、「火災」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

8　「設備の管理工程」の欄は、「設計」、「工事」、「維持・運用」又は「不明」の中から該当するものを全て記載すること。

9　「故障設備」の欄は、「電源」、「回線交換設備」、「伝送路設備（専用線・ダークファイバ、海底ケーブル、その他）」、「伝送交換設備（L2SW、L3SW・ルータ、基地局制御装置、中継・制御装置、網終端装置、その他）」、「サーバ（認証・呼制御サーバ、アプリケーションサーバ、その他）」、「付属設備」、「不明」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

10　「措置模様」の欄は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正（設定変更、バージョンアップ、その他）」、「ケーブル修復」、「系切替え」、「設備の再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」又は「その他」の中から該当するものを記載すること。

11　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

12　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、「緊急通報を取り扱う音声伝送役務」、「緊急通報を取り扱わない音声伝送役務」、「利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（音声伝送役務を除く。）」又は「その他」の中から該当するものを全て記載すること。

13　「影響を与えた電気通信役務」の欄は、電気通信事業法施行規則様式第4による電気通信役務の種類の中から該当するものを全て記載すること。

14　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行し、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。

○文部科学省令第十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第二十二条とし、第十二条を第二十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（業務実績等報告書）

第二十条　事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ　当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	